

「出力制御の公平性の確保に係る指針」改定案に対する意見公募の実施結果について

令和4年4月1日
経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
制度審議室

「出力制御の公平性の確保に係る指針」改定案に対する意見募集を実施いたしましたところ、結果は下記のとおりとなりました。

ご協力をいただきましてありがとうございました。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和4年2月26日（火）～令和4年3月27日（日）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページ、経済産業省ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、FAX、郵送により御意見を募集。

2. 提出意見数

9件

3. 提出意見及び提出意見に対する考え方等

別紙のとおり

「出力制御の公平性の確保に係る指針」改定案に対する意見公募の結果について（別紙）

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	<p>経済的出力制御（オンライン代理制御）について、オンライン制御をするにあたってほとんどの案件で機器設置費・インターネット回線費等、それなりの費用が発生している。現状の案ではその費用分オンライン制御をしている設備が損をしておいて公平ではないように思う。</p>	
2	<p>国の方針に従ってオンラインに切り替えた事業者が、切り替えをしなかった事業者よりも負担や損失を強いられる可能性のある制度設計がされるべきではないことは勿論であるが、オンライン化によりエリア全体の出力制御量の低減が見込めるのであれば、オンライン化を促進するために、オフライン事業者よりもオンライン事業者が有利に取り扱われる仕組みとなってもよいのではないかと。 少なくとも、オンライン代理制御を期待して最後までオンライン化を進めずにいた事業者が最終的に最も得をするような結果になることだけは避けるべくルール作りを要望する。 出力制御量低減のためにオンライン化が期待される一方で、オンライン代理制御の導入により、オフライン事業者にとってはオンライン化しなくても出力制御量が減ることになり、オンライン化するインセンティブが低下してしまうのではないかと。国の方針に従って率先してオンライン化に協力した事業者が、オンライン化しなかった事業者よりも結果として不利となるようなことにならないよう意見を述べるものである。</p>	<p>オフライン制御に比べてオンライン制御の方が実需給に即した出力制御が可能となり、出力制御量の低減につながります。オンライン代理制御の精算においてもその趣旨が反映されるような制度設計として、オフライン事業者に対して、本来行うべきであった出力制御（オフラインの手動制御において、各一般送配電事業者が示す時間帯に出力制御）を実施したものとみなして買取費用相当額を精算することとしております。そのため、実需給に即したオンライン制御による出力制御時間の低減の効果は、オフライン制御を実施する設備に対する精算には反映されず、従前と同様にオンライン化への移行を促す制度設計としています。</p>
3	<p>36円時代から太陽光事業に取り組みているが、それらの案件や、東京電力・関西電力・中部電力の14円案件までの出力抑制対象外だったものが、今後抑制されるのは法の不遡及に反する。絶対にあってはならないことだと思う。 そもそも全量買取が前提であり、このようなことをやっていたら事業者は安心して事業ができない。収支計画が全て崩れ去る。 特に高単価案件は同じ分だけ抑制されたとしても経済的なダメージは大きい。当時は太陽光事業が始まったばかりで、相応のリスクを取っているために買取単価が高いわけであり、そのリスクを掴みに行き再生可能エネルギーの一翼を担っている人間を貶める行為だと思う。 再生可能エネルギーの比率を高めるという方針にも反するものであり、このやり方では事業者のメリットはなくなり、業界の衰退を招く。太陽光発電の弱点を補うのであれば、蓄電池の設置を推進させることが国の方針にも合致した政策ではないか。 こんな悪手を取るようだと、大変残念だが日本政府への信頼度が下がる。少し飛躍するが富裕層の国外流出、海外企業の日本からの撤退にも繋がる。ただでさえ国力が落ち始めていて、グローバル化が進んでいる世界で、こういった政策を間違えると日本への投資意欲は下がり、国として本当に致命的な結果に繋がると思う。 是非再考いただくよう、強くお願いしたい。</p>	<p>これまで、出力制御の実施対象外とされてきた旧ルール500kW未満（一部エリアでは新ルールを含む。以下同じ。）の太陽光発電事業者等については、過去の審議会において、当面の間は出力制御の実施対象外とされたものの、出力制御への適切な方法による協力を確認しつつ、系統運用に支障を来すおそれが生じた場合には出力制御を実施することが適当であると整理されてきました。この観点から、公平性ガイドラインでも、旧ルール500kW未満の太陽光発電事業者等出力制御の対象から除く旨を記載しておらず、原則として認定事業者に対して公平に出力制御を行うこととしてきました。このように、旧ルール500kW未満の太陽光発電事業者はが将来にわたり出力制御の対象になり得ないとされてきたわけではありません。 また、今回の対応は、将来の出力制御の実施に関するものであり、過去の出力制御の実施に遡った対応をするものではありません。 以上から、法の不遡及の原則に反するとの指摘は当たらないと考えます。 蓄電池の設置推進等、その他のご意見については、今後の政策検討の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>「オンライン代理制御の対象は、固定価格買取制度を適用する10kW以上の太陽光発電設備とする」としながらも、「代理制御を実施するための十分なオンライン発電設備量が確保可能であると一般送配電事業者が判断した際には、オフライン制御事業者全体を対象として、代理制御を実施することができる」ともされている。第33回系統WG資料によると北海道エリアや東北エリアなど、むしろPVよりも風力の方がオンライン化率が高い供給エリアも存在しており、このようなエリアでは風力発電設備も代理制御の実施できる可能性が高いと考えられることから、一送が代理制御の実施可否を判断するにあたっては、各一送において予め代理制御実施可否の判断基準を示すことが望ましいと考える。 「3. 出力制御を行った場合に一般送配電事業者が行う情報の公表について」の「（1）再生可能エネルギー特措法施行規則に基づく出力制御に係る情報開示について」の「出力制御を行った場合に再生可能エネルギー事業者に示す内容」において、代理制御を行った時間（または電力量）と自発電所に対する抑制を行った時間（または電力量）の内訳についても情報開示の対象とするようにして頂きたい。</p>	<p>風力発電については、現時点でオフライン発電設備を代理制御できるだけの十分な量のオンライン発電設備が存在しないことから、当面の間は出力制御実施対象の拡大およびオンライン代理制御の対象外とすることとしております。今後、オンライン発電設備の導入拡大等の状況を踏まえつつ、オンライン代理制御の導入による出力制御の実施の可否や要否等を検討することとしております。 いただいた意見は、今後の執務の参考と致します。</p>
5	<p>再生可能エネルギーを推進するという政府の指針、対して電力需要が少ない季節の出力を制御しなければならぬ事実。 再生可能の未来を夢見て太陽光発電事業を行っているが、あれもこれも（廃棄費用積立、発電側基本料？、出力制御）とやられると事業が健全に行えなくなるような気がしている。 個人的に健全な発電事業を目指し、ガイドラインに沿った点検や除草作業なども実施し、廃棄費用なども含めてしっかり計画してやっているつもりだが、それでも収支としては相当厳しいものになってしまっている。このままだと事業継続を断念することも視野にいれなければならぬなりそう。 やらんとする意味は理解するが、もう少し事業者側のことも考えてやってほしい。</p>	<p>いただいた意見は、今後の執務の参考と致します。</p>

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
6	<p>そもそも、「出力制御の公平性の確保に係る指針」なるもので、公平性を押し付け出来るのか。公平かどうかは、受ける側（国民）が感じ、不公平であれば不公平感として蔓延するのではないか。出力制御の公平性の確保に係る指針」では、「出力制御量という結果ではなく、出力制御の機会とすることとする。」としている。（4ページ「公平性の定義」中で）</p> <p>精算回数と同じでも、金額に2倍以上の違いが生ずるものを、公平と感ずる国民がいるか。オンライン設備のことについても、オフライン事業者は、条件提示されない中での適正な利潤を見込んで決定された、FIT単価のもとで事業認定を得ているもの。「すべての国民は法の下に平等であって、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」（憲法14条）に逸脱していると思えてならない。</p> <p>P4「オンライン制御事業者の制御機会がオフライン制御事業者より少ない場合であっても、公平性に反することにはならないものとする。」として、「制御機会が少ない場合であっても」という表現の中に、実務で見込んでいる2倍以上の精算額の格差を認めるのであれば、国民を欺くことに等しい。</p> <p>P5「オンライン代理制御について、「法令上は、オフライン制御事業者が出力制御を行い、オンライン制御事業者が発電及び供給を行ったものとみなして、オンライン制御事業者が、自身の発電設備に適用されている調達価格による対価を受ける仕組みをいう。」</p> <p>ここで、「オフライン事業者」は、出力抑制日に発電をしてその対価を得て、後の売電支払時に1日停止した分として清算され、「オンライン事業者」は、発電および供給を行ったものとして、4時間制御した場合、自身の調達価格で4時間分の対価を受ける。</p> <p>「オフライン事業者」から清算した1日分の対価から「オンライン事業者」に4時間分の対価を支払い、FIT単価の差額を含めた残額をどうするのか。</p> <p>国でいう「本来、1日抑制」であれば、発生していない財産、発生していないのならば権利も発生しない。しかし、実際は、財産が発生し、清算すべき抑制時間も確定し、残額が生じる。この残額は、オフライン事業者の財産であり、何の権限を持って搾取できるのか。</p> <p>「公平性の確保には、出力制御の解消が、最重要である。」を追記するべき。電力会社の経済的効果にだけ頼るのではなく、国費を投入して閉門連系線の容量を拡大し、全国で九州エリアの再エネを使えるようにする。これは、出力制御の解消のみならず、日本全体の燃料調達の節減効果に繋がる。</p> <p>また、ウクライナ危機を教訓としたエネルギー緊急使用としてエリア連系線の予備路線も活用すべき。</p>	<p>代理制御時においては、オフライン事業者は実際に発電していますが、本来はオフライン事業者が制御すべきところに代理制御を行っているため、オフライン事業者が本来行うべきであった出力制御を実施（オフラインの自動制御において、各一般送配電事業者が示す時間帯に出力制御）したものとみなして買取費用相当額を精算することとしています。</p> <p>代理制御を実施しなかった場合にオフライン事業者が本来行うべきであった出力制御量を超えて、買取費用相当額を精算するものではないため、オフライン事業者を不当に扱ったものではありません。</p> <p>いただいたご意見については、今後の執務の参考と致します。</p>
7	<p>経済的出力制御（オンライン代理制御）について、今回のガイドラインや説明会資料をみて、オンライン制御事業者は実際に制御された以外の事業者なども含めエリアの全てのオフライン（代理）制御事業者とオンライン制御事業者と精算される仕組みと理解した。これはオンライン制御事業者は実際止められていない事業者も対価を得られるものと考えが、この公平性については、どう考えればよいか。</p>	<p>本ガイドラインでは従前から、基本となる出力制御の機会の公平性の考え方を示しており、「同一のルールで接続する再エネ発電事業者は、均等に出力制御を行う」こととして、「出力制御を行うにあたっては、同一ルール内の公平性確保の観点から、必要に応じて各ルールの事業者毎にグループ分けを行った上で、年度単位で出力制御の機会が均等となるように順番に出力制御を実施する」こととしています。この際、「例えば、年度が更新される毎に、グループAを最初に出力制御した場合には長期的観点から見れば、グループAに出力制御の機会が集中するため、長期的な視点からも出力制御の機会が均等となるように配慮する必要がある」こととしています。</p> <p>オンライン代理制御の実施にあたっては、出力制御の機会が均等となるように順番に出力制御を実施したうえで、同様に長期的な視点から出力制御の機会が均等となるように配慮することとなるため、この点を踏まえ、エリアの全てのオフライン（代理）制御事業者とオンライン制御事業者を対象として精算を行う仕組みとしています。</p>
8	<p>・該当箇所 P6,7に記載のある「出力制御及び系統運用の最適化の観点から、すべての再エネ発電設備を一般送配電事業者によるオンライン制御とすることが望ましいが、直ちにすべてオンライン化するのには制度運用上困難であること、また、出力制御の公平性と実効性の両立を図ることから、オンライン代理制御の対象は、固定価格買取制度を適用する10kW以上の太陽光発電設備とする。」について。</p> <p>・意見内容 （文言追記:ただし書き以降） オンライン代理制御の対象は、固定価格買取制度を適用する10kW以上の太陽光発電設備とする。ただし、当該発電機の出力制御対象時において、蓄電池等へ蓄電されることが担保できる設備※を確保している場合は、オンライン代理制御の対象外とできる ※蓄電量と充電量の計画値同時同量の確保が担保された設備等</p> <p>・理由 オンライン代理制御を実施することで、出力制御量の低減化は図れるものと理解している。 しかしながら、オンライン代理制御を実施しても、再エネ余剰電力は発生しており、余剰電力を最大限活用しているとは言いがた、また昨今のウクライナ情勢等によるLNG等の燃料の確保の観点からも、再エネ余剰電力を最大限活用することが、燃料の確保にも寄与するものと考えます。 上記の出力制御及び系統運用の最適化の観点ならびに昨今の燃料情勢を踏まえると、余剰電力をさらに有効活用するための手段の一つとして、蓄電池等へ蓄電されることが出来る設備を確保している場合(ただし、太陽光発電設備との蓄電池併設分は除く)は、オンライン代理制御の対象外とできるなど、余剰電力活用および蓄電池事業の拡大に向け、より柔軟な運用が可能となるよう、記載の追記を含め検討頂きたい。</p>	<p>いただいた意見は、今後の執務の参考と致します。</p>
9	<p>現時点で特段に意見は無いが（実状を知らないというのもその理由にある。）、全く問題の無いアリゴリズムよっての公平性の確保というは行えるはずであるので、必要がある場合には漸次改善を行っていただきたいと考える。</p>	<p>いただいた意見は、今後の執務の参考と致します。</p>